

○久留米大学御井学舎厚生施設規程

〔平成15年2月14日〕
規程 第14-10号

第1条 久留米大学（以下「本学」という。）御井学舎に、厚生施設として久留米大学御井学館及び久留米大学御井学生会館を置く。

第2条 厚生施設は、学生の課外活動、学生相互間及び学生と職員との交流の場として有効活用し、学生、職員の福祉厚生の実充に寄与することを目的とする。

第3条 厚生施設を利用できる者は、原則として本学学生及び職員とする。ただし、学生部長が許可した場合はこの限りではない。

第4条 厚生施設の管理運営を円滑にするため、久留米大学御井学舎厚生施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 御井学舎各学部の学生委員長
- (3) 御井学舎各学部の学生委員から各1名
- (4) 御井学舎事務部長
- (5) 学生課長
- (6) 学生代表5名（御井学舎学友会の中から選出する。）

第6条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した学生委員長が代行する。

4 委員会は、必要の都度招集する。

5 委員会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

6 委員会は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 厚生施設の管理運営に関すること
- (2) 厚生施設規程等の改廃に関すること
- (3) その他厚生施設に関すること

第8条 厚生施設の使用に関する事項は、別に定める。

第9条 厚生施設の管理及び委員会の庶務は、御井学舎事務部学生課が処理する。

附 則

1 この規程は、平成15年2月1日から施行する。

2 久留米大学御井学館規程（平成9年4月1日施行）は、この規程の施行の日から廃止する。